

菊池法人会ニュース

もやい



平成30年2月
No.43

突撃編集長！「地域のリーダーVIEW」
by SOMA

● P1 『時流にあわせ変化を』

株式会社菊陽自動車学校
代表取締役 野上 武 (菊陽支部)

- P2 会長ご挨拶 P3 税務署長ご挨拶
- P4 税務署からのお知らせ
- P8 チャリティゴルフ大会
- P9 税制改正に関する提言書の提出
- P10 新設法人説明会
納税表彰および税に関する作品表彰式
- P15 大津支部企業視察研修
大津支部経営セミナー開催
- P16 菊池支部熊日視察研修
菊陽支部企業視察研修会
- P17 青年の集い玉名大会／献血事業
- P18 からいもフェスティバルで税金クイズ！
- P19 租税教室講師育成研修会
青年部会・女性部会合同税務研修会
- P20 お手玉寄付
- P21 菊池市立戸崎小学校租税教室
- P22 タオル寄付

よき経営者を目指すもの因縁

突撃編集長! 「地域のリーダーVIEW」 by SOMA

『時流にあわせ変化を』

株式会社菊陽自動車学校
代表取締役 野上 武 (菊陽支部)

— まず、沿革や創業年数、主力商品等をお聞かせください。

はい。弊社は昭和38年12月創業、同39年7月に熊本県公安委員会より自動車教習所の指定を受けました。現在の教習車種は普通車、大型・普通二輪を中心として時代の流れと言いましょか、高齢者や初心運転者向けの講習、認定運転免許取得者教育の指定機関になっており、企業や教育機関向けに安全運転診断等も行いながら事故を未然に防ぐ活動にも力を入れているところです。社員はアルバイトを含めると32名います。

— 約50年続く経営の中で、理念や大切にされてきたことは。

これは、先代の時代から一貫して「親切・丁寧をモットーに優良な運転者の育成を通して、地域の安全、安心安全な地域づくりに貢献する」が一番の根底にあります。やはり、弊社のような事業体は地域の皆様があってはじめて活かされている、交通事故の犠牲者を減らすことで、地域に貢献したいと強く想っています。また指導方針としては、技術はもとより安全マインド、心構えを磨くことを大事にしていますね。

— なるほど。心構えですね。

そうです。やはり交通事故は技術だけではなく、心の部分も大きく影響されると思います。その部分は教習生への指導でも特に気をつけているところです。一番難しい部分ですけどね。また最近では教習生、職員間のコミュニケーションも変化があります。一昔前は、お互い言い合いながらもできていた部分がありましたが、今はなかなかそうはいかない。直接的なコミュニケーションが難しい部分も出てきました。ただメールやLINE、そういったSNSを介せばできることもあるようです。そういったコミュニケーションの変化にも柔軟に対応していかなければなりません。

— 最近話題の「人材不足」についてお願いします。

近年の自動車学校は、その在り方にも変化が起きています。初心運転者の育成だけではなく、既得免許者、歩行者、自転車の安全講習など、地域の交通安全センターになってきており役割が増えています。にも関わらず、少子化による新規取得者の減少、自動運転などによるクルマの急速な進化によって『将来性がない職業』と思われるようです。なかなか厳しい状況ですが、職員のスキルアップを含めた働き方改革、新規事業展開などの進化が必要です。

— 最後に、今後の目標をお願いします。

当面は、地域よりご要望があった準中型車の指定を取得することです。その後、地域の交通安全センターとして学校・職場等交通安全講習など、さらなる充実を図り地域に貢献できればと。様々な時流に柔軟に対応して参ります。

ありがとうございました!
もやい編集長



新年のご挨拶

年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

菊池法人会の各事業運営に対しまして、会員の皆様には昨年中も多くのご支援とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

一昨年、熊本県はこれまでに経験したことのない大地震に見舞われました。国や自治体をはじめ、多くのボランティア活動等による手厚い支援を受け、お陰様で着々と復旧が進み、被災した環境から力強く復興へと向かうことができた一年ではなかったかと思えます。

ただ諸般の事情で、未だ復旧の途につかれていない方もおられるのではと推察いたします。一日も早い復旧・復興を願うばかりです。

さて、私たちを取り巻く政治や経済環境では、昨年を象徴する漢字の一文字が「北」となっていました。一日も早い国際情勢の安定化を願うばかりです。「北」に限らず、テロやクーデターなど、治安を脅かす騒動は早く沈静化してもらいたいものです。

ところで、私たち菊池法人会は公益社団法人として、より公益性を求め事業に取り組んできました。「税に関する事業」では、税務研修の開催や小学校での租税教室開催、菊池川クリーンリバー作戦・からいもフェスティバルでのクイズによる税知識の普及活動や献血活動など、幅広く地域の皆さま方と交流を深めながら充実を図っています。また、会の活動で最も有意義なのは、親会各支部と女性部会、青年部会との連携、一致団結です。活動活性状況のバロメーターは当該会員の会員数変動で一目瞭然ですが、有り難いことに菊池法人会は4年連続で会員数増を達成し、全法連からも特別の表彰を頂いております。そして昨年一年間も、合志・菊陽・大津・菊池の各支部長や、女性部会長、青年部会長を中心に活発な会員拡大運動を展開して頂き、12月末日でプラスへと転じ5年連続の栄誉に輝きました。大変誇りであり素晴らしいことだと思えます。

平成19年竜門小学校1校から始まり11年目を迎えた租税教室も、毎年一步一步と積み重ね今年も菊池郡市二市二町の小学校30校のうち、12校で開催されるまでに拡がっています。

そうした中で私が最も貴重な体験だなと感じることは、会員の皆様が講師として教壇に立たれることです。税を納める仕組みや、税の使われ方を授業の中で次の世代に伝える役割を得ることは、企業人としての成長とも重なり、感慨深いことです。

最後に会員企業様の益々の事業発展と、ご健勝を祈念申し上げ新年の挨拶と致します。

法人会の豆知識

地域社会における税のオピニオンリーダーを目指す

菊池法人会はいくつかある税務関係団体の中でも特に菊池税務署と良好な関係を維持しています。研修会の講師をお願いしたり、菊池川流域の清掃活動<クリーンリバー作戦>に署長以下多くの職員の皆様も参加され、私たちと一緒に汗をかいてもらっています。



菊池法人会ホームページ <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/kikuchi/>



会長
山下 和貴

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。

平成30年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

公益社団法人菊池法人会並びに会員の皆様には、日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、小学生を対象とした租税教室の開催や、「税に関する絵はがきコンクール」の募集活動、地域社会に貢献する事業としての「菊池川クリーンリバー作戦」や「保育園児への手作りのお手玉寄付」など、熱意を持って法人会の理念に沿った活動を積極的に行っていただいております。改めて敬意を表する次第です。

さて、一昨年熊本地震からの2年間は、まさに「申・酉騒ぐ」といった年でした。今年は「戌笑う」年、騒いだ申・酉から飛躍し、微笑みに変わる年です。熊本地震からの復旧・復興を確実に成し遂げ、笑って過ごせる年となることを期待しております。

まもなく、平成29年分所得税等の確定申告の時期を迎えることとなりますが、昨年に引き続き、熊本地震に係る雑損控除の申告書を提出される方が多数来場されることと思います。雑損控除につきましては、内容の判定や計算に時間を要しますので、本年も確定申告期間前の「2月1日から2月15日」の期間において「申告書事前作成会」を開催し、被害を受けられた方をしっかりサポートしてまいります。雑損控除の申告書を提出される方は、「申告書事前作成会」を是非、御利用いただきたいと思っております。

確定申告期間中は、申告相談会場が大変混雑すると予想されますので、申告書は早めに作成して提出されるか、e-Taxを利用して自宅から電子申告をしていただきますようお願い申し上げます。

ところで、当署といたしましては、今後も納税者の皆様の適正な申告・納税に繋がるよう、各種施策に取り組むこととしており、特に、来年10月に実施される消費税の改正や、軽減税率制度の円滑な実施に向けて、分かりやすい制度の周知広報、丁寧な相談対応を行っていく予定です。

また、現在、貴会におかれましては、「自主点検チェックシート」を活用した「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」を早期に実施していただいているところですが、これは、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことに繋がるものです。皆様と連携・協調を図りながら、この取組を支援してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願います。

結びに当たりまして、公益社団法人菊池法人会並びに会員の皆様の事業の御繁栄と御健勝を心から祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。



菊池税務署長

竹澤 栄朗

住宅等に原状回復のための支出をした方へ
(災害関連支出がある場合の雑損控除の取扱い)

平成 28 年熊本地震の影響により、平成 29 年中に「災害に関連するやむを得ない支出」(災害関連支出)をした場合には、平成 29 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告において、雑損控除の適用を受けられる場合があります。

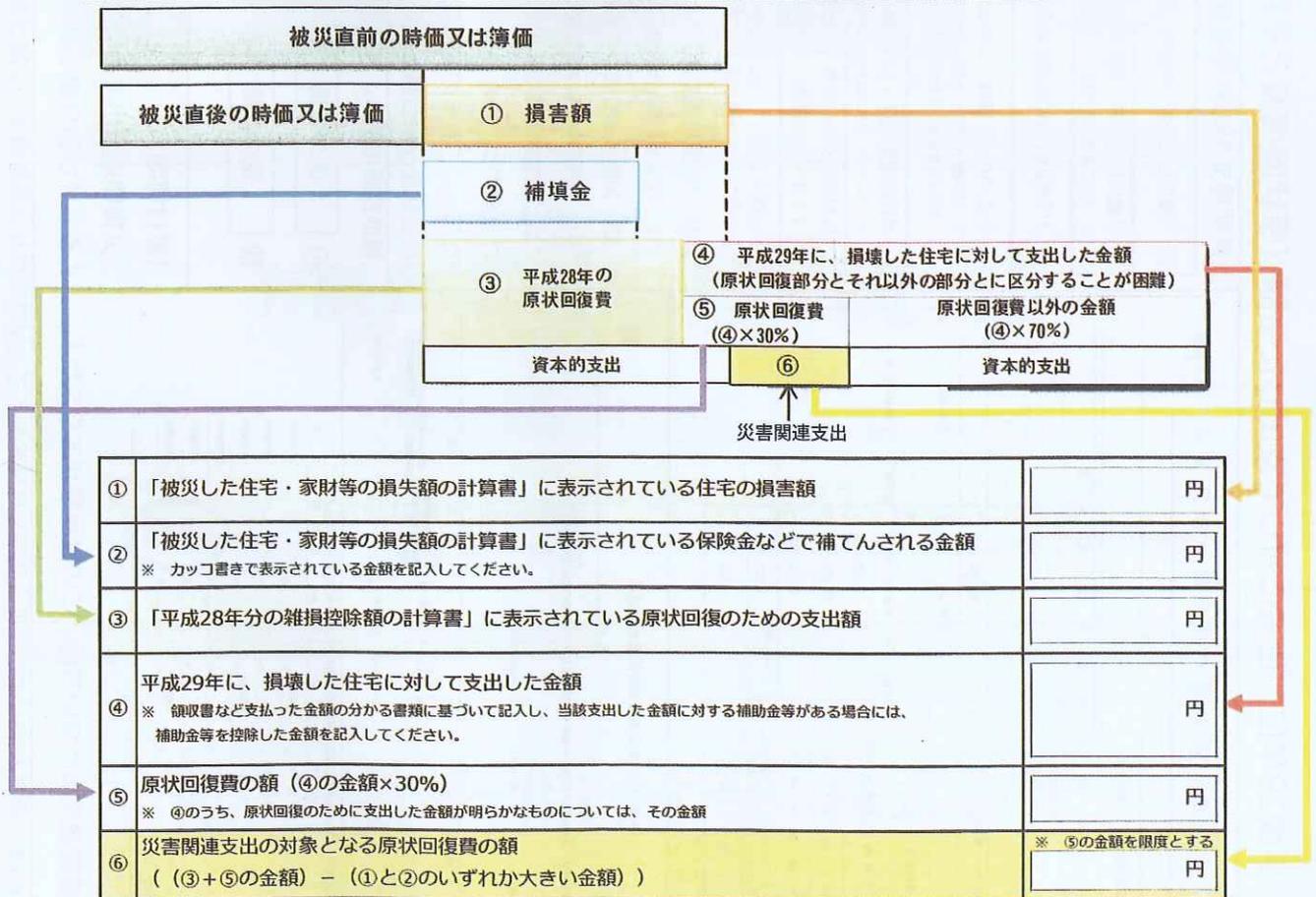
この災害関連支出には、災害により損壊した住宅等の取壊し費用などのほか、破損した住宅等を被災直前の状態に戻すための費用(原状回復費)も含まれます。

I 雑損控除の対象(災害関連支出)となる原状回復費の範囲

災害により住宅等が損壊した場合において、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日(大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には3年を経過した日)の前日までに、その住宅等を被災直前の状態に戻すために支出した費用(原状回復費)のうち、その住宅等の損失の金額に相当する部分を除いた費用(次のイメージ図の⑥に相当する費用のことをいいます。)がある場合には、その支出した日の属する年分の損失の金額となります。

なお、住宅等の構造や材質を変更するなど、住宅等の使用可能期間や価値を高める支出は原状回復費には該当しませんが、支出した費用が住宅等の原状回復のための部分とそれ以外の部分とに区別することが困難な場合には、その支出した費用の30%を原状回復費とすることができます。

II 雑損控除の対象(災害関連支出)となる原状回復費のイメージ



※ 1 「被災した住宅・家財等の損失額の計算書」及び「平成28年分の雑損控除の計算書」とは、平成28年分の確定申告で作成・交付されたものです。

※ 2 ⑥の金額が0円以下となる場合は、災害関連支出の対象となる原状回復費の額はありません。

また、⑥の金額が⑤の金額を超える場合は、⑤の金額が災害関連支出の対象となる原状回復費の額となります。

【計算例】 平成29年に、住宅に対して支出した金額（原状回復費とそれ以外に区分することが困難）が100万円だった場合

被災した住宅・家財等の損失額の計算書

住所： 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

項目	金額	単位
1 住宅の損失	30,000,000	円
(1) 住宅の損失	1,000,000	円
(2) 住宅の損失	29,000,000	円
2 家財等の損失	3,348,000	円
(1) 家財等の損失	78,652,000	円
(2) 家財等の損失	1,332,600	円
3 雑損控除額	1,000,000	円
4 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円

平成28年の繰越控除額の計算書

氏名： 〇〇〇〇

この計算書は、住宅や家財などの被害を受け、雑損控除を利用する場合に活用して使用します。

区分	金額	単位
1 雑損控除額	1,000,000	円
2 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
3 雑損控除額	1,000,000	円
4 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
5 雑損控除額	1,000,000	円
6 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
7 雑損控除額	1,000,000	円
8 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
9 雑損控除額	1,000,000	円
10 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
11 雑損控除額	1,000,000	円
12 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
13 雑損控除額	1,000,000	円
14 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
15 雑損控除額	1,000,000	円
16 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
17 雑損控除額	1,000,000	円
18 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
19 雑損控除額	1,000,000	円
20 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
21 雑損控除額	1,000,000	円
22 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
23 雑損控除額	1,000,000	円
24 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
25 雑損控除額	1,000,000	円
26 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
27 雑損控除額	1,000,000	円
28 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
29 雑損控除額	1,000,000	円
30 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
31 雑損控除額	1,000,000	円
32 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
33 雑損控除額	1,000,000	円
34 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
35 雑損控除額	1,000,000	円
36 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
37 雑損控除額	1,000,000	円
38 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
39 雑損控除額	1,000,000	円
40 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
41 雑損控除額	1,000,000	円
42 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
43 雑損控除額	1,000,000	円
44 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
45 雑損控除額	1,000,000	円
46 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
47 雑損控除額	1,000,000	円
48 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
49 雑損控除額	1,000,000	円
50 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
51 雑損控除額	1,000,000	円
52 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
53 雑損控除額	1,000,000	円
54 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
55 雑損控除額	1,000,000	円
56 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
57 雑損控除額	1,000,000	円
58 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
59 雑損控除額	1,000,000	円
60 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
61 雑損控除額	1,000,000	円
62 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
63 雑損控除額	1,000,000	円
64 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
65 雑損控除額	1,000,000	円
66 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
67 雑損控除額	1,000,000	円
68 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
69 雑損控除額	1,000,000	円
70 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
71 雑損控除額	1,000,000	円
72 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
73 雑損控除額	1,000,000	円
74 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
75 雑損控除額	1,000,000	円
76 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
77 雑損控除額	1,000,000	円
78 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
79 雑損控除額	1,000,000	円
80 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
81 雑損控除額	1,000,000	円
82 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
83 雑損控除額	1,000,000	円
84 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
85 雑損控除額	1,000,000	円
86 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
87 雑損控除額	1,000,000	円
88 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
89 雑損控除額	1,000,000	円
90 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
91 雑損控除額	1,000,000	円
92 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
93 雑損控除額	1,000,000	円
94 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
95 雑損控除額	1,000,000	円
96 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
97 雑損控除額	1,000,000	円
98 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円
99 雑損控除額	1,000,000	円
100 被災した住宅・家財等の損失額	332,600	円

※平成28年に災害関連支出がない方は、この計算書がありません。

※ この計算に関わらず、平成28年分の総所得金額等から控除することができなかつた雑損金額等から控除することができません。

災害関連支出の対象となる金額

① 「被災した住宅・家財等の損失額の計算書」に表示されている住宅の損害額	1,332,600円
② 「被災した住宅・家財等の損失額の計算書」に表示されている保険金などで補てんされる金額 ※ カッコ書きで表示されている金額を記入してください。	1,000,000円
③ 「平成28年分の雑損控除額の計算書」に表示されている原状回復のための支出額	1,200,000円
④ 平成29年に、損壊した住宅に対して支出した金額 ※ 領収書など支払った金額の分かる書類に基づいて記入し、当該支出した金額に対する補助金等がある場合は、補助金等を控除した金額を記入してください。	1,000,000円
⑤ 原状回復費の額（④の金額×30%） ※ ④のうち、原状回復のために支出した金額が明らかでないものについては、その金額	300,000円
⑥ 災害関連支出の対象となる原状回復費の額 （③+⑤の金額）-（①+②のいずれか大きい金額） ※ ⑤の金額を限度とする	167,400円

⑥の金額が0円以下となる場合は、平成29年分における災害関連支出の対象となる原状回復費の額はありせん。⑤の金額が⑥の金額を超える場合は、⑤の金額が平成29年分における災害関連支出の対象となる原状回復費の額となります。

なお、災害関連支出には、⑥の金額のほか次に掲げる支出が含まれます。

- イ 住毛家財等の取壊し又は除去のための支出その他の付随する支出
- ロ 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出
- ハ 住毛家財等の損壊又はその価値の減少を防止するための支出
- ニ 住毛家財等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出

これらの支出がある場合には、⑥の金額に加算してください。ただし、これらの支出に対する補填金（補助金、保険金など）がある場合には、その補填金を控除した金額を⑥の金額に加算してください。

雑損控除の額は、次の④と⑥の算式で計算した金額のうち、いずれが多い方の金額です。

A ⑥の金額 - 平成29年分の所得金額の10分の1（※）

B ⑥の金額 - 5万円

※平成28年分の申告で控除することができなかつた雑損失の金額を控除した後（繰越控除後）の金額となります。

【添付書類】

災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか又は申告書を提出する際に提示する必要があります。

税務署からのお知らせ

平成29年分「所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税」

申告相談会場のご案内

平成29年分確定申告相談会場

申告相談会場	期間・受付時間	電話番号
JA菊池 菊池中央支所 2階 会議室 (菊池市隈府852番地)	2月16日(金)～3月15日(木) ※土曜・日曜日を除く。 午前9時～午後4時	0968-25-2121 ※自動音声案内「2」

※「自宅等で作成した**申告書等の提出のみ**」の方は**菊池税務署**においでください。

※ **菊池税務署内では検算・相談等は行っておりません。**



※ **駐車場は菊池税務署をご利用下さい。**

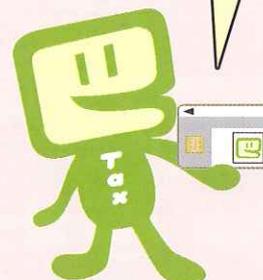
※ **JA菊池 菊池中央支所の駐車場は利用できません。**

(駐車場には限りがあり、混雑が予想されます。ご了承ください。)

確定申告に必要な書類等

- ・マイナンバーカード
(お持ちでない方は「通知カード」及び「身元確認書類(免許証等)」)
- ・源泉徴収票(給与・年金)、支払調書(報酬・謝金等)
- ・医療費の領収書
- ・各種保険料の控除証明書
- ・社会保険料(国保・社保・国民年金等)の金額が確認できる書類
- ・収支内訳書、青色申告決算書
- ・その他、収入・控除対象額等分かる書類
- ・印鑑

マイナンバーカード
(もしくはマイナンバー
の分かる書類と身元
確認書類)を忘れずに!



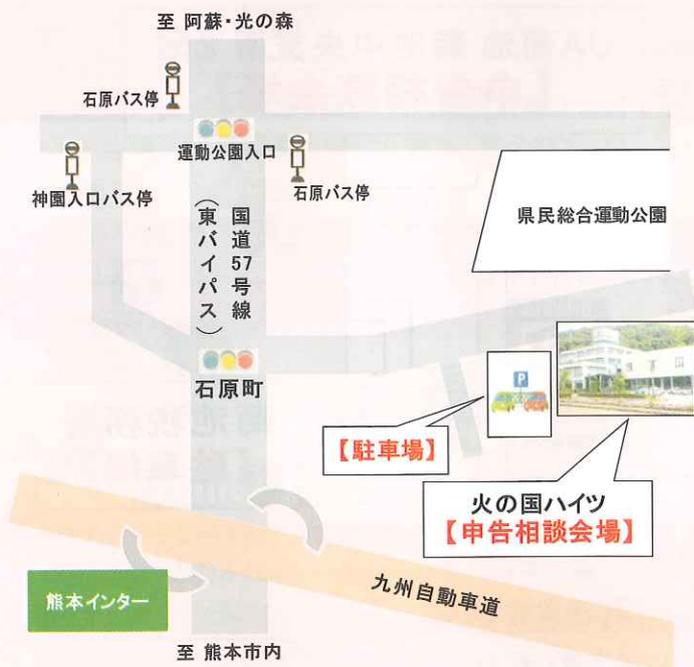
※**熊本地震等に係る雑損控除**の申告をされる方は、
上記に加え、**次頁の雑損控除に必要な書類等**をお持ちください。

地震等で家屋や家財等に被害を受けられた方で 「28年分の申告がまだお済みでない方」「28年分の損失額が変わる方」

申告相談会場	期間・受付時間	電話番号
JA菊池 菊池中央支所 2F会議室 (菊池市隈府852番地)	2月1日(木)～3月15日(木) ※土・日・祝日を除く。 午前9時～午後4時	0968-25-2121 ※自動音声案内「2」
火の国ハイツ 2階 (熊本市東区石原2丁目2-28)	但し、2月16日(金)～3月15日(木) につきましては、確定申告期間中の ため、大変混雑いたします。	

※ 土日祝日は会場を開設していませんが、**火の国ハイツのみ、2月18日(日)及び2月25日(日)**に限り、開設します(午前中は大変混雑することが予想されます。)

※ **JA菊池菊池中央支所は土日祝日は開設していません。**



期間中は上記の2つの会場で申告相談をお受けします。お近くの申告相談会場までご来場ください。



ご不明な点は、菊池税務署までご連絡ください。
0968-25-2121
 ※自動音声案内「2」

熊本地震等の雑損控除に必要な書類等

平成29年分に繰越損失がある方	・平成28年分の確定申告書の控
平成28年分の損失額が変更となる方	・平成28年分の確定申告書の控・変更となる損失額等が分かる書類
平成28年分の申告がお済みでない方	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に係る災証明書の写し ・家屋、家財、車両等の取得時期及び取得価格の分かるもの(取得価格が不明な場合は、家屋の床面積・築年数・構造等が確認できる書類(売買契約書など)) ・家屋、土地の所有者が分かるもの(登記簿謄本など) ・修繕費、取壊し費用、除去費用が分かるもの(領収書、請求書など) ・受領した保険金、補助金の金額が分かるもの(支払通知書、通帳の写しなど) ・(家財等の被害額の按分計算のため)生計を一にする親族で所得金額が38万円超の方がいる場合、その方の平成28年分の所得金額の分かるもの(該当者の申告書の控え、源泉徴収票など)

※上記の書類に加え、前頁の「確定申告に必要な書類等」をお持ちください。

第30回チャリティゴルフ大会

平成29年9月13日(水)

爽やかな秋晴れの中、菊池高原カントリークラブで第30回チャリティゴルフ大会が開催され、優勝を目指して62名の皆さんが熱戦をくりひろげました。

優勝は、石井隆穂さん【熊本不二コンクリート工業(株) (菊池支部)】、準優勝は、渡辺哲也さん【(有)上の原ファーム (合志支部)】という結果でした。

なお、今回山下会長と4名の副会長に優勝トロフィーを寄付頂きました。今後は取りきりではなく持回りとさせていただきます。(優勝者には記念優勝盾を差上げます。)

来年も皆様のご参加をお待ちしております。



優勝トロフィー授与：
山下会長(左)、石井さん(右)



恒例の飛賞抽選の様子



優勝者挨拶する石井さん



皆さんに参加の御礼挨拶する
荒木厚生委員長(右)

チャリティゴルフ収益金寄付

平成29年12月13日(水)

9月に実施したチャリティゴルフで集まった益金のうち5万円相当を大津町の社会福祉法人 白川園福祉型障がい児入所施設 若草児童学園(中尾精一園長)へ寄付しました。今回は学園の希望で子供達が使ったり遊んだり出来るようにと大人用自転車1台、子供用自転車1台、一輪車1台を贈りました。

若草児童学園には様々な障がいを持つ50人の子供達が入所しており、園長はじめ職員の皆様は子供

達が安心して生活できるように日々細かな配慮をされているそうです。中尾園長から「子供達も喜ぶと思います。大切にに使わせて頂きます。」とお礼の言葉を頂きました。

チャリティゴルフに参加頂いた皆様、ありがとうございました。皆様からの善意のお気持ちを届けさせて頂きました。



左から荒木忠次厚生委員長、山下和貴会長、
中尾精一園長、大塚康幸大津支部長
(若草児童学園玄関にて)

平成30年度税制改正に関する提言書の提出

平成29年11月9日(木)

永野昭一税制委員長が坂本哲志衆議院議員、江頭実菊池市長、森義孝菊池市議会議長を訪問して「平成30年度税制改正に関する提言書」を渡しました。この活動は、全国441の法人会から提出された税制の改正要望を全法連で取り纏めて国会議員や市町村長と議会議長に渡すものです。法人実効税率の更なる引下げや事業承継税制の抜本的拡充など日本の経済を支える多くの中小企業が健全な経営が出来るような改正を中心に提言が纏められています。

提言の詳細は「全国法人会総連合」のホームページをご覧ください。



左：坂本事務所 山田所長、右：永野税制委員長



左：芳野副市長、右：永野税制委員長

○平成30年度税制改正に関する提言（概要）

1. 平成30年度税制改正スローガン

- 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を！
- 超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制を！
- 地域経済と雇用の担い手である中小企業に、税制措置でさらなる活力を！
- 中小企業は地域経済の要。本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！

2. 主な提言項目

<基本的課題>

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて
2. 社会保障制度に対する基本的考え方
3. 行政改革の徹底
4. 消費税引き上げに伴う対応措置
5. マイナンバー制度について
6. 今後の税制改正のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について
2. 中小企業の活性化に資する税制措置
3. 事業承継制度の拡充

III. 地方のあり方

IV. 震災復興

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

<税目別の具体的課題>

1. 法人税関係
2. 所得税関係
3. 相続税・贈与税関係
4. 地方税関係
5. その他

<個別法令・通達関係>

I. 法令関係

1. 法人税関係
2. 所得税関係
3. 相続・贈与税関係
4. 消費税関係
5. 印紙税関係
6. 地方税関係

II. 通達関係

1. 法人税関係
2. 相続税関係

提言の詳細は「全国法人会総連合ホームページ」をご参照ください。

新設法人説明会

平成29年10月17日（火）

法人会事務局会議室（菊池市商工会旭志支所内）で平成28年10月から平成29年9月の間に菊池税務署管内で新たに法人を立ち上げた代表者の方を対象に説明会を行い12社15名の皆様が参加されました。菊池税務署の法人課税部門 統括国税調査官 多喜田良一氏から新設された法人が留意すべき税の特典や設備等の減価償却方法など健全経営をしていく上で役に立つ様々な説明をして頂きました。

菊池法人会からは山下会長はじめ4支部長が出席し、地域での人脈作りの一つとして法人会に加入して頂くようお願いしました。



説明中の多喜田統括官



説明会の様子

菊池税務署長納税表彰および税に関する作品表彰式

平成29年11月15日（水）

平成29年度の菊池税務署長納税表彰が泗水公民館（有朋の里）で行われ、当会の大嶋基幸氏（当会副会長兼合志支部支部長）と鈴木憲治氏（当会理事兼合志支部副支部長）が表彰されました。

また、同日同場所で菊池郡市の小中学生を対象に「税に関する作品表彰」が行われ、書道の部で菊陽中部小学校4年工藤寧々さんに当会の山下会長が菊池法人会長賞を贈りました。

今回は表彰式のサプライズとして菊池高校書道部による書道パフォーマンスが披露され、その応援にくまモンも駆けつけてくれました。



左から竹村総務課長、竹澤署長、鈴木氏、大嶋氏、山下会長、多喜田統括官



受賞者全員で記念撮影



来賓祝辞をする山下会長



菊池高校書道部の皆さんとくまモン

企業の税務コンプライアンス 向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表
(3月31日点検分)

点検担当者: 法人 太郎

点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目番号	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

Ⅱ 貸借関係
(資産科目)

科目等	点検項目	点検欄			
		9/30	3/31	/	/
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入帳)は定期的に照合されていますか。	○	○		
売掛金 未収金	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×		
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

菊池法人会

電話番号: 0968-36-9444

E-mail kikuhoujin@juno.ocn.ne.jp